

2023年11月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス コ ッ ト  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 林 毅  
 (スタンダード：コード番号：3264)  
 問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 豊 泉 謙 太 郎  
 コーポレート本部長  
 (TEL. 03-6721-0244)

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年12月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,153,463株
(3) 処分価額	1株につき139円
(4) 処分総額	160,331,357円
(5) 割当予定先	取締役1名 22,857株 ※ 執行役員4名 87,661株 従業員78名 1,042,945株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年11月24日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2022年12月26日開催の第24回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役

会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間25万株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額50百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及び従業員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役1名及び執行役員4名（以下併せて「対象役員」といいます。）並びに従業員78名（以下「対象従業員」といい、対象役員と併せて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計160,331,357円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式1,153,463株（以下「本割当株式」といい、対象役員に割り当てる株式の一部を「本割当株式Ⅰ」、対象従業員に割り当てる株式の一部を「本割当株式Ⅱ」、対象役員及び対象従業員に割り当てるその余の株式を「本割当株式Ⅲ」といいます。）を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1) 譲渡制限期間

対象者は、2023年12月20日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日を含む月の末日までの間（ただし、払込期日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでの間にいずれも退任又は退職した場合には、2025年1月1日）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

###### ア 本割当株式Ⅰについて

対象役員が、払込期日の直後の当社の定時株主総会の日から翌年に開催される当社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間Ⅰ」という。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間Ⅰにおいて、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、譲渡制限期間の満了時（ただし、払込期日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでの間にいずれも退任又は退職した場合には、2025年1月1日）において、本役務提供期間Ⅰ開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、譲渡制限を解除する。

###### イ 本割当株式Ⅱについて

払込期日から対象従業員が満55歳になる日（ただし、本部長職については満60歳になる日）までの期間（以下、「本役務提供期間Ⅱ」という。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が本役務提供期間Ⅱにおいて、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、譲渡制限期間の満了時（ただし、払込期日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでの間に退任又は退職した場合には、2025年1月1日）において、本役務提供期間Ⅱ開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を当該対象従業員の本役務提供期間Ⅱに対応する月数で除した数に、本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅱにつき、譲渡制限を解除する。

また、対象従業員が本役務提供期間Ⅱ中に休職し、本役務提供期間Ⅱを経過した後も復職することなく当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、本割当株式Ⅱの全部につき譲渡制限を解除しない。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、譲渡制限期間の満了時（ただし、払込期日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでの間にいずれも退任又は退職した場合には、2025年1月1日）をもって、本役務提供期間Ⅱ開始日を含む月の翌月から当該休職の開始日を含む月までの月数を対象従業員の本役務提供期間Ⅱに対応する月数で除した数に、本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、譲渡制限を解除する。

#### ウ 本割当株式Ⅲについて

払込期日から対象者が満55歳になる日（ただし、対象役員及び本部長職については満60歳になる日）までの期間（以下、「本役務提供期間Ⅲ」という。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式Ⅲの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、次に掲げる場合は、次のとおりとする。

(ア) 対象者が本役務提供期間Ⅲにおいて、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、譲渡制限期間の満了時（ただし、払込期日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでの間に退任又は退職した場合には、2025年1月1日）において、本役務提供期間Ⅲ開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を当該対象者の本役務提供期間Ⅲに対応する月数で除した数に、本割当株式Ⅲの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅲにつき、譲渡制限を解除する。

(イ) 対象者が本役務提供期間Ⅲ中に休職した場合、休職を開始した日を含む月から復職をした日を含む月までの月数（ただし、休職期間が複数回にわたる場合は全ての期間を合算する。）を対象者の本役務提供期間Ⅲに対応する月数から控除した数を、対象者の本役務提供期間Ⅲに対応する月数で除した数に、対象者が保有する本割当株式Ⅲの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅲにつき、本譲渡制限を解除する（以下、「休職控除」という。）。ただし、当社の取締役会が休職控除しないことが適当と認める場合又は次の(ウ)に定める場合は、この限りではない。

(ウ) 対象者が本役務提供期間Ⅲ中に休職し、本役務提供期間Ⅲを経過した後も復職することなく当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、本割当株式Ⅲの

全部につき譲渡制限を解除しない。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、譲渡制限期間の満了時（ただし、払込期日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでの間にいずれも退任又は退職した場合には、2025年1月1日）をもって、本役務提供期間Ⅲ開始日を含む月の翌月から当該休職の開始日を含む月までの月数を対象従業員の本役務提供期間Ⅲに対応する月数で除した数に、本割当株式Ⅲの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅲにつき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除し、本割当株式Ⅲについては、払込期日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を対象者の役務提供期間に対応する月数で除した数に、対象者が保有する本割当株式Ⅲの株数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅲにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が2024年12月31日以前であるときは、この限りでない。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023年11月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である139円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上